（様式１－１）

令和 年 月 日

山形県環境エネルギー部みどり自然課長　殿

豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う豚

熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査実施届

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和３年４月：農林水産省通知（令和５年４月最終改訂））」、「ＣＳＦ・ＡＳＦ対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和２年３月：環境省・農林水産省通知）」及びその他関連通知を遵守し、関係機関の指導、助言に従って、豚熱ウイルスの拡散を防止し、万が一アフリカ豚熱が確認された場合に、迅速に対応する体制を整備しつつ、豚熱ジビエ利用の要件の一つである豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施します。

施設概要については、別紙のとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 届出者 |  |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先（電話） | （ ） － |

(様式１－２)

野生イノシシのジビエ利用に伴う豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施する

施設概要報告書

１ 施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 面積（m2) 用地 | m2 |
| 建屋 | m2 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設管理運営者名 |  |
| 連絡先 | （緊急時） | 電話 | （ | ） |
| メール |
| （通常時） | 電話 | （ | ） |
| メール |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設所有者名 |  |
| 連絡先 | （緊急時） | 電話 | （ | ） |
| メール |
| （通常時） | 電話 | （ | ） |
| メール |

※施設管理運営者と同じ場合は記載不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業員数 | 施設従事者 | 人 |
| 捕獲従事者 | 人 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用獣種 | 年間取扱頭数 | 備考 |
| イノシシ | 頭 |  |
| その他（　　　　　） | 頭 |  |

【添付資料】

①施設位置図（縮尺：5万分の１）

②施設平面図 （任意様式）

③従業員名簿

④捕獲者名簿

２ 野生イノシシの利用計画

|  |  |
| --- | --- |
| 捕獲市町 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月別搬入頭数（計画） | 4月 |  | 10月 |  |
| 5月 |  | 11月 |  |
| 6月 |  | 12月 |  |
| 7月 |  | 1月 |  |
| 8月 |  | 2月 |  |
| 9月 |  | 3月 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱商品 |  |
| 主な販売先 |  |

３ ジビエ利用実施体制

（１）捕獲から施設搬入まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監理責任者 | 役職 |  |
| 氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 捕獲方法 |  |

|  |
| --- |
| 作業内容と防疫措置 |
|  | 現地到着・準備 |  |
| わな設置餌付け・見回り |  |
| 検体採取 |  |
| 捕獲個体の処理・消毒 |  |
| 運搬 |  |
| 駐車場到着・移動 |  |
| 帰宅後の対応 |  |

【添付資料】

①捕獲体制体系図 （任意様式）

②捕獲にかかる防疫措置等チェックシート（様式２）

（２）施設搬入から出荷まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監理責任者 | 役職 |  |
| 氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 一時保管の方式（Ａ、Ｂ、Ｃ） |  |

|  |
| --- |
| 作業内容と防疫措置 |
|  | 施設搬入 |  |
| 受入判断 |  |
| 個体管理 |  |
| 個体洗浄 |  |
| 放血 |  |
| 剥皮 |  |
| 内臓摘出 |  |
| 一時保管 |  |

【添付資料】

①施設管理体制体系図（任意様式）

②施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式３）

４ 豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの検査の実施について

|  |  |
| --- | --- |
| 検査方法 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 検査機関 |  |
|  | 住所 |  |
| 連絡先 |  |

|  |
| --- |
| 検体採取方法 |
|  | 検体保管 |  |
| 検体送付頻度 |  |
| 検査結果の取扱 |  |

５ 陽性個体が確認された場合の対応内容

|  |
| --- |
| 在庫の廃棄処分等について |
|  | 廃棄処理方法 |  |
| 廃棄処分先 |  |
| 施設消毒方法 |  |

|  |
| --- |
| 在庫処分完了の報告 |
|  | 報告先 | 電話： |

６ その他特記事項

|  |
| --- |
| 検査検体の利用は県に一任する（検査結果（捕獲情報を含む）、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等）。 |

(様式２)

捕獲にかかる防疫措置チェックシート（捕獲従事者用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 内容 | チェック欄 |
| 現地到着・準備 | ・手袋（二重）を着用する |  |
| ・長靴を着用、消毒する |  |
| ・防護服を着用する（捕獲・検体採取時。現場で着脱） |  |
| ・マスク、ゴーグルを着用する（特に捕獲地点等での消毒薬散布時） |  |
| わなの設置・餌付け・見回り | ・わなを移設・撤去する際、逆性石鹸で消毒する |  |
| ・手袋が破れた時や移動時は手袋を交換する |  |
| 捕獲・止め刺し・検体採材 | ・わな等の捕獲器具、止め刺しに使用した器具、計測器具等を現場で消毒薬を用いて消毒する |  |
| ・現場を離れる際、猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、可能であれば体表、特に足裏に消毒薬を噴霧して消毒する |  |
| 検体採材 | ・血液採取のために使用した器具、血液を封入した試験管についた血液を消毒用アルコールの噴霧・清拭により消毒する |  |
| ・消毒済の試験管はチャック付きポリ袋に二重に封入（各封入時に消毒）の上、クーラーバッグに保冷・保管しさらにバッグ内も消毒する |  |
| 捕獲個体・ の処理・消毒 | ・捕獲・死亡個体を自治体の指定する処理方法に従い、適切に処理する |  |
| ＜焼却処理施設、検査機関等へ運搬する場合＞ |  |
| ・体表面の消毒後、血液や糞便等が漏れ出さないようブルーシート等で二重に包みビニールテープでとめる等し、二重包みの表面を消毒する |  |
| ＜現場で埋置する場合＞ |  |
| ・野生動物が掘り返すことができないくらいの深さの穴に消石灰をまき、その上に死体（ブルーシート等に包まない）を置き、死体の上から消石灰を再度まき、土で埋却し、土の表面にさらに消石灰をまく |  |
| ・捕獲場所周辺を消毒薬で地面が十分濡れるまで消毒する（可能な場合、消石灰も散布） |  |
| ・使用した器材を消毒する |  |
| ・現場を離れる際、手袋を消毒・交換する |  |
| ・長靴を靴底の泥を落としてから、消毒薬の噴霧により消毒する |  |
| 運搬 | ・運搬中に血液等の体液や糞等が漏出した場合、当該地点を消毒薬で消毒する |  |
| ・積み込み時、車両に直接イノシシが触れないよう、ビニールシートを敷く等の措置を行う |  |
| 駐車場到着時・移動 | ・イノシシの運搬に使用したソリなどを消毒する |  |
| ・現場に持ち出した猟具・器具などを改めて消毒する |  |
| ・猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、足、リード等の器具を消毒する |  |
| ・タイヤを消毒薬の噴霧により消毒する（泥を落としてから消毒） |  |
| ・長靴を靴底についた泥を落としてから消毒薬の噴霧により消毒する |  |
| ・消毒用アルコールを手指に噴霧して消毒する |  |
| 帰宅後の対応 | ・バケツなどに消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒し、その後、十分に水洗いする |  |
| ・防護服や使い捨て手袋、採材時に出たゴミ等は二重にゴミ袋に入れて密閉し、表面を消毒用アルコールで噴霧した後、適切に処分する |  |

(様式３)

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（施設関係者用）

| 項 目 | 内容 | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 施設搬入 | ・処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒する。 |  |
| ・床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡す。 |  |
| ・搬入者が施設内に持ち込んだ場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底する。 |  |
| ・施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒する。 |  |
| 受入の可否 | ・１頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断する。 |  |
| ・異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄する。 |  |
| ・使用した機械器具等を洗浄・消毒する。 |  |
| 個体管理 | ・個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることができるようにする。 |  |
| 個体の洗浄 | ・泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄する。 |  |
| 放血 | ・放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐ。 |  |
| ・手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒する。 |  |
| ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、１頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 |  |
| 剥皮 | ・獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開する。 |  |
| ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、１頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 |  |
| 内臓の摘出 | ・手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒する。 |  |
| ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、１頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。 |  |
| ・豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄する。 |  |
| 一時保管 (Ａ方式) | ・１頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装 し、紐等を使って開口部を閉じる。 |  |
| ・包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒する。 |  |
| ・包材は清潔な場所で保管する。 |  |
| ・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。 |  |
| ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。 |  |
| ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管する。 |  |
| ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷庫として使用し、シカ等他獣種と混在させない。 |  |
| ・豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出する。 |  |
| ・一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装された状態で適切に廃棄し、施設・部品等の消毒等をする。 |  |
| 一時保管 (Ｂ方式) | ・施設外の保冷庫で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬する。 |  |
| ・台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用する。 |  |
| ・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。 |  |
| ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。 |  |
| ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管する。 |  |
| ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷庫として使用し、シカ等他獣種と混在させない。 |  |
| ・施設内の保冷庫を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わない。 |  |
| ・一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出する。 |  |
| ・一時保管庫で同時に保管している個体のうち、１個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行った。 |  |
| 一時保管 (Ｃ方式) | ・処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施する。 |  |
| ・一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしない。 |  |
| ・豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての真空包装された製品、解体・加工等作業途中の個体等、施設の一時保管庫までに存在する全ての野生イノシシに由来する物品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行った。 |  |
| ・廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わない。 |  |
| ・捕獲個体１頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行った。 |  |